

議案第19号

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区社会教育委員の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(庶務) 第6条 委員の会議の庶務は、 杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課 において処理する。	(庶務) 第6条 委員の会議の庶務は、 教育委員会事務局生涯学習推進課 において処理する。